

交通事故に係る損害賠償の額の決定について

交通事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条第 2 項及び君津市水道事業の設置等に関する条例（昭和 46 年君津市条例第 20 号）第 6 条の規定により適用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 事故の概要

平成 28 年 10 月 26 日、午後 3 時 24 分頃、君津市南子安六丁目 21 番 9 地先の道路上で発生した交通事故。

君津市水道事業所有の小型貨物車が、信号のない交差点を直進しようとしたところ、左側から直進してきた相手方所有の小型乗用車の右側に接触し、損害を与えたもの。

2 損害賠償の相手方

個人（君津市在住）

3 損害賠償の額

君津市は、本件交通事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、
3,487,573 円を支払う。

平成 30 年 6 月 1 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦